

2018年1月15日

【会告】2018年度 理事および監事の選任方法のお知らせ

一般社団法人 品質工学会
代表理事 谷本 勲

役員(理事・監事)の選任は「総会の決議事項」であると定款第23条で規定されておりますが、同条第3項で示された「選出に関し必要な事項の細則」が、未制定であるため、次回の2018年度の改選に関しては、暫定措置として、理事会で承認された下記の候補選定プロセスにより候補を選出し、役員を選任を実施することをお知らせします。会員のみなさまには、御了解いただけるようお願い致します。

記

役員選任に関する定款の規定:

定款第22条 (役員の設定)
この法人に、次の役員を置く。会長1名、副会長2名、理事15名以上30名以内(会長、副会長を含む)、監事1名以上2名以内

- 2.理事のうち1名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 3.理事のうち2名を副会長とする。
- 4.会長を除く理事の全員を法人法上の業務執行理事とする。
- 5.理事と監事は相互に兼ねることができない。

仕事をします人です。

定款第23条 (役員を選任)
理事および監事は、正会員の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2.会長、副会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3.役員を選出に関し必要な事項はこの定款に定めるもののほかは別に細則に定める。

この細則が未制定のため、2018年度の改選に向け、選任方法を提案する。

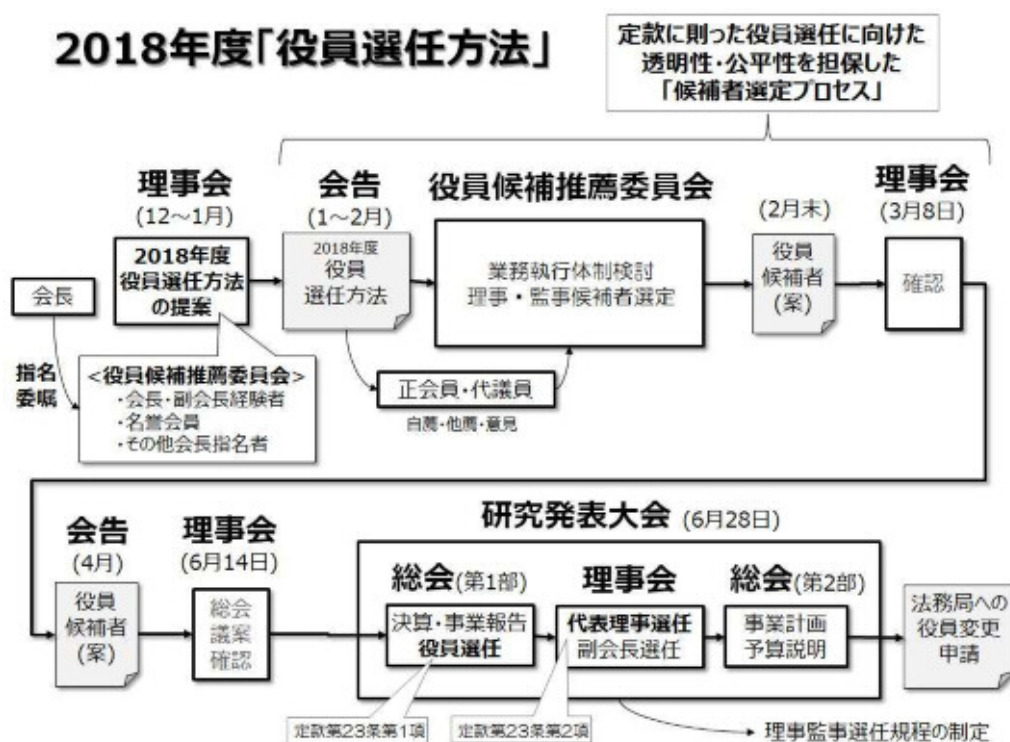
定款第26条 (役員任期)
理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

他の社団法人の選出方法:

18の社団法人の選定方法を調査の結果(附録参照)、どの法人も、役員選任は総会の承認事項であることに差異はないものの、候補者の選び方は、自薦、他薦、選挙やそれらの併用など様々であり、どの方法でも合法であり、法人内部でのコンセンサスが得られれば必要充分と判明した。

2018年度選任方法について:

品質工学会としては、透明性と公平性より、上記14法人中の4法人が採用している「候補選定委員会方式」を2018年度の役員選任方法として採用します。(次項の図参照)



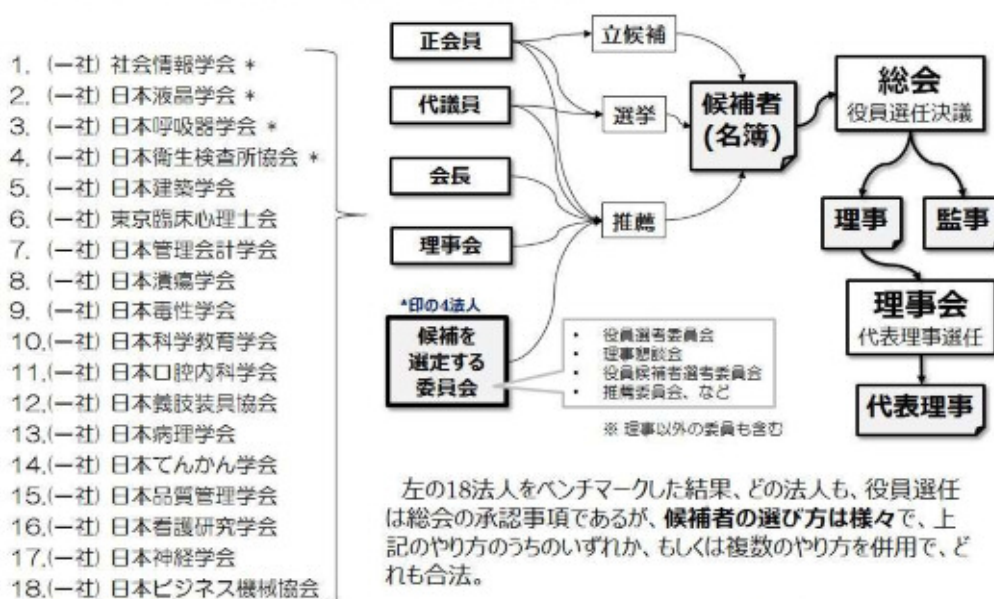
御意見および問い合わせ先:

役員選任に関する御意見やお問い合わせ、また自薦他薦につきましては、総務部会宛てに、お願い致します。

以上

附録参考

「候補選定委員会方式」の採用



左の18法人をベンチマークした結果、どの法人も、役員選任は総会の承認事項であるが、候補者の選び方は様々で、上記のやり方のうちのいずれか、もしくは複数のやり方を併用で、どれも合法。

次期役員選任に向けては、透明性と公平性を保てる「候補選定委員会方式」の採用を提案する。